

## パワーハラスメントの具体例

### 優越的な関係を背景としたもの

- ★飲み会などへの参加や、飲酒を強要すること。
- ★部活動やサークル活動において、それまでの慣習や伝統などを理由として、本人の望まない理不尽な行為を強要すること。
- ★教員や上司が学生や部下に対し、深夜や休日でも構わず電話に応答するよう期待したり、実際に呼び出してすぐに来るよう求めたり、深夜や休日にメールやSNSメッセージを送って、必ず読んですぐに返信することを求めたりすること。
- ★教員や上司が、食事や飲み会など、研究や職務以外の付き合いの良さなどによって、学生や部下を評価すること。

### 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの

- ★教員や上司が、私的な用事を学生や部下に命じたり、車での送迎を強制すること。
- ★教員や上司が、私的な趣味、活動に有無を言わせず学生や部下を同行させること。
- ★教員や上司が、自身への貢ぎ物や謝礼を強要すること
- ★上司が部下に、必要な物品の購入に際して、理由なく購入を認めなかったり、必要書類に押印せず、研究や職務遂行を妨害したりすること。
- ★教員や上司が、学生や部下に対して、必要性がないと思われるようなルール（服装、行動など）を強制すること。

### 精神的苦痛を与える

- ★教員や上司が、他の学生や同僚の前で、特定の人をこけおろしたり、嘲笑したり、罵声を浴びせたりすること。
- ★教員や上司が、学生や部下に対して、挨拶を返さない、机を叩く、物を投げるなど横柄で尊大な態度で接したり、威嚇したりすること。
- ★個人に対する極端な批判・中傷・脅しのような内容を含むメールやSNSメッセージを、執拗に送りつけたり、同時に複数の人に送信したりすること。
- ★インターネットの公開ウェブサイトやSNSなどのウェブ上のコミュニティにおいて、特定の個人の人格を傷つける誹謗中傷を書きこむこと。
- ★教員や学生が、国籍、民族、人種、性別、年齢などを理由に特定の教職員や学生に対して侮蔑的な発言をすること。

### 就業・修学環境を害すること

- ★教員や上司が、自身の意に沿わないというだけで、特定の部下を別室に隔離したり、研究室や部署が開催する飲み会へ参加させなかつたりすること。
- ★教員や上司が、その職務上知る必要がある重要な情報を、特定の部下にだけ知らせないこと。